

## 令和3年村上市議会第3回定例会会議録（第5号）

### ○議事日程 第5号

令和3年9月28日（火曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議第 71号 村上市過疎地域持続的発展計画の策定について  
議第 72号 村上市個人情報保護条例及び村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議第 73号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について  
議第 74号 村上市精神障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例制定について  
議第 76号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 5 議第 77号 市道路線の認定について  
議第 78号 市道路線の変更について  
議第 79号 市道路線の廃止について  
議第 80号 村上市職業訓練施設条例を廃止する条例制定について  
議第 81号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 82号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 83号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 84号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 85号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 86号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 87号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 88号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 89号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 90号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 91号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 92号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 6 議第 93号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第9号）  
議第 94号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）  
議第 95号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議第 96号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 7 議第 97号 令和2年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について

- 議第 98号 令和2年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 99号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第100号 令和2年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第101号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第102号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第103号 令和2年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第104号 令和2年度村上市上水道事業会計決算認定について
- 議第105号 令和2年度村上市簡易水道事業会計決算認定について
- 議第106号 令和2年度村上市下水道事業会計決算認定について
- 第 8 議第108号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第11号）
- 第 9 議員発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 議員発議第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 第10 議員発議第6号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について
- 議員発議第7号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について
- 第11 議員発議第8号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について
- 第12 閉会中の継続審査について（議第75号）
- 第13 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（22名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
15番	姫路敏君	16番	川崎健二君

17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
19番	佐藤重陽君	20番	大滝国吉君
21番	山田勉君	22番	三田敏秋君

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	東海林豊君
企画財政課長	大滝敏文君
自治振興課長	板垣敏幸君
税務課長	大滝慈光君
市民課長	八藤後茂樹君
環境課長	瀬賀豪君
保健医療課長	信田和子君
介護高齢課長	大滝きくみ君
福祉課長	木村静子君
こども課長	中村豊昭君
農林水産課長	稲垣秀和君
地域経済振興課長	田中章穂君
観光課長	永田満君
建設課長	伊与部善久君
都市計画課長	大西敏君
上下水道課長	山田知行君
会計管理者	菅原明君
農業委員会事務局長	小川良和君
選管・監査事務局長	木村俊彦君
消防長	佐藤正弥君
学校教育課長	渡辺律子君

生涯学習課長	大	滝	寿	君
荒川支所長	平	田	智 枝 子	君
神林支所長	加	藤	誠 一	君
朝日支所長	岩	沢	深 雪	君
山北支所長	斎	藤	一 浩	君

---

○事務局職員出席者

事務局 長	長 谷 部	俊 一
事務局 次長	内 山	治 夫
書 記	中 山	航

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、3番、富樫雅男君、17番、木村貞雄君を指名いたします。ご了承を願います。

---

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、村上市市民栄誉賞の授与についてご報告いたします。このたび東京2020パラリンピック競技大会、男子マラソン上肢障害T46の競技において銅メダルを獲得した永田務選手に対して、村上市市民栄誉賞を授与することを決定いたしました。永田選手は大きなけがを乗り越え、パラリンピックという大舞台で見事メダリストに輝いたことは、市民はもちろんのことでありますが、障がいがある方やそのご家族、関係者の皆様にとりましても大きな喜びでありました。そして、永田選手の決して諦めず挑む姿には、日本はもとより世界中の人々が、あの感動の瞬間を共有することができたと考えているところであります。特に次世代を担う子どもたちをはじめ、自らの夢に向かって挑戦する多くの人々に、夢と勇気、そして希望を与えてくれた瞬間でもありました。その功績は多大であります。その功績をたたえ、このたび市民栄誉賞を授与することに決定したところであります。市民栄誉賞の授与は、11月3日に予定しております市の表彰式において行うことといたしております。このたびの栄誉に対し心より祝福を申し上げますとともに、市を挙げてその功績をたたえてまいりたいと考えているところであります。

次に、洋上風力発電事業についてご報告いたします。村上市・胎内市沖洋上風力発電事業につきましては、新潟県から国に対し、促進区域への指定を目指して要望してきたところでありますが、去る9月13日、促進区域の前段階である有望な区域に選定されました。これにより、新潟県に法定協議会が設置されることとなります。法定協議会では、促進区域の指定に向けて、利害関係者との

調整、事業者公募についての協議が開始されることとなります。本市も協議会のメンバーとなるわけではありますが、カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの取組が地域の活性化につながるよう、その役割を果たしてまいりたいと考えているところであります。また、これまでも申し上げてまいりましたが、近隣住民の生活環境への影響や漁業への影響などについて、今後も十分な調査や検証が行われるよう、併せて要望いたしてまいりたいと考えております。再生可能エネルギー事業による新たな産業の創設や、これによる雇用の創出など、洋上風力発電事業が地域経済にもたらす影響は非常に大きいものと考えておりますので、新潟県北部海域における地域経済の拠点を形成できるよう、しっかりと取組を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてご報告いたします。全国的に新規感染症患者数が減少傾向となっているものの、依然として連日、新規感染症患者が確認されており、19都道府県で緊急事態宣言が継続され、8県でまん延防止等重点措置が実施されております。新潟県におきましては、県全体を通して新規感染症患者数が減少傾向となり、県内全域に発令されておりました特別警報が9月16日をもって解除となりました。これに伴い、酒類を提供する飲食店等に対する営業時間短縮の要請、県立施設の休館、県立学校の部活動休止の各措置が終了となりましたが、感染の再拡大を防ぐため、警報を継続したまま、感染対策の徹底を呼びかけているところであります。

そうした中、政府では、現在の国内における新規の感染症患者の確認が減少している状況を踏まえ、9月30日までの緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置について、全面解除する方向で検討されています。今後、本日開催が予定されている国の専門家会議の動向、これによる本県の対応なども踏まえ、本市といたしましても、市の新規感染症患者の確認の状況を十分注視しながら感染対策を講じていくことといたしております。本市におきましては、8月24日から対策レベルを最も高いレベル3に引き上げて、市公共施設の休止等、感染対策を強化してきたところでありますが、その後、感染状況が落ち着いてきたことから、県の特別警報解除に合わせて市の対策レベルを1段階下げたレベル2に引き下げ、公共施設の利用や学校の部活動を再開したところであり、その後も感染状況は落ち着いている状況であります。市民の皆様のご理解とご協力により、市内での感染拡大を抑え込むことができていることに改めて心より感謝を申し上げる次第であります。

本市のワクチン接種の状況についてであります。9月27日現在で2回目の接種を終えている方の割合は、対象者全体に対して67.5%となっております。予約状況につきましては、対象者全体の89.2%の方が予約されております。特に若年層の皆様についても多くの方がワクチン接種を希望されておりまして、10代の方で80.5%、20代の方では75.6%が予約済みという状況であります。また、妊産婦及び同居されている方の感染不安を軽減することと、発症や重症化を防ぐことを目的とした優先接種や受験生等、医療従事者のご家族などへの優先接種を実施し、既に481人の方が9月中旬に1回目の接種を終えたところであります。加えて、これまで予約されていなかった方々への意向調査を実施いたしました。接種を希望しておられる方で、何らかの事情により予約ができていない方に

つきましては、事情をお伺いしながら予約の支援を行ってまいります。ワクチン接種を2回終了された方は重症化のリスクが低いとされており、ご自身と皆様の大切な人の命を守ることにつながることから、引き続き接種されていない方につきましてもワクチン接種をご検討いただけるよう呼びかけを行ってまいります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまでございます。

それでは、ちょっとワクチン接種の状況について、今市長からご報告ございました。予約状況で10代が80.5%、20代が75.6%、たしかこれ今予約の状況のことを言われていましたけれども、接種というのはどんな状況で進んでいるのでしょうか。その辺分らないですか。例えば10代の接種はどうなっている。予約は80.5と今聞いたのですが。その辺、ちょっとお聞きしたいのです。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 接種の割合でございますけれども、12歳から19歳の方で1回目接種が35.6%、2回目接種が9.6%の接種の状況でございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） この10代のほうは、では予約的にはやりたいということが80.5%、10代のことだけ見ますよね。それで、実際に1回目打たれた方が35.6%、2回目まで打っている方が9.6%と今ご報告ですけれども、10代の方で、そこで打った後に何らかの、いわゆる、副反応というのですか、副作用というのですか、例えば重篤になっているとか、あるいはちょっと入院しなければいけないような状況になっているとか、そういったような反応が出ているという方はいらっしゃいませんか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 重篤な副反応というところは、私のほうには報告は受けておりません。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） この10代というのは中学生も含まれていると思うのですけれども、13歳以上でしたでしょうか、これたしか。

○保健医療課長（信田和子君） はい。

○15番（姫路 敏君） 含まれておりますけれども、教育長、これはそういった、今私聞いたような中で、何かそんなような話は聞いたことないですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 12歳以上なのですけれども、いわゆる小学校6年生の一部も含むのですが、

現在のところ、そういう副反応、重篤な状況が出ているということは聞いておりません。

○議長（三田敏秋君） 3問終わったな。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 関連だから、もう一問いい。姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） すみません。たしかワクチンの接種の量が大人の半分ぐらいというようなことも、これはテレビでしか聞いていないのですけれども、そのようなことでの対応をして打たれていると。大人と同じ量を打たれているのですか。ちょっとそこだけ。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 基本的には同じ量だということで認識はしております。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 12歳以下の方、この方については、現在打っているワクチン接種量のワクチンの量を半分にといい、私もメディア等の情報だけでありますけれども、12歳以下の方のことだというふうに理解しております。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

---

日程第3 議第71号 村上市過疎地域持続的発展計画の策定について

議第72号 村上市個人情報保護条例及び村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第3、議第71号及び議第72号の2議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） おはようございます。ただいま上程されております議第71号及び議第72号の2議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る9月9日午前10時から、市役所第1委員会室において、委員6名、議長、議会事務局長、副市長、担当課長及び担当職員出席の下、委員会を開会いたしました。

初めに、議第71号 村上市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市民生活における交通確保対策では、スクールバスの有効活用も考えられるが、混乗

化についてどう捉えているのかとの質疑に、スクールバスの運行に支障のない範囲ではあるが、一般の方を乗車させるもので、現在、関係課と調整中であり、準備が整えば、来年度から試験的に実施していきたいとの答弁。

委員より、公共交通の空白地帯もあることから、現状として困っていることも記載されているが、学校教育課と協議している具体的な内容はどの質疑に、スクールバスを活用した混乗事業については、今のところ山北地区をモデル地域として考えており、学校教育課とこれまでに3回にわたり協議をしてきたが、今後は政策調整会議に諮っていきたいとの答弁。

委員より、過疎地域では乗車人数も少ないことから、運行車両の小型化によりコストを抑えることも必要と捉えるがどの質疑に、市内17系統の運行路線であるが、小型化や別の方法での検討が必要と捉えており、様々な手法を絡み合わせて使いやすい公共交通を構築していきたいとの答弁。

委員より、マネジメントプログラムの中で検討しているものは、このたびの計画にどこまで反映されているものなのかとの質疑に、マネジメントプログラムと過疎計画は全項目一致するものではなく、担当課から何度となく聞き取りをし、必要と判断したものを掲載しており、現時点での計画とご理解いただきたいとの答弁。

委員より、スポーツ施設関係をはじめ、マネジメントプログラムと整合性を図るとのことだが、方針決定の考え方はどの質疑に、整合性については、今後マネジメントプログラムの協議が進むことで、過疎計画との整合性を図っていくこととなり、その結果によって見直されるものと考えているとの答弁。

委員より、体育施設の関係については、審議会で答申が決定されていない荒川体育館や朝日体育館の具体的な工事年度も記載されているが、どういう性質のものなのかとの質疑に、記載は最低限必要な修繕として、担当課と協議した結果上げたものであり、今の時点で必要と思われるもののご理解いただきたいが、今後の方針によって変わっていくものであり、参考資料として提供したものの答弁。

委員より、計画の達成状況について、外部有識者による会議を開催するとなっているが、外部有識者の構成はどの質疑に、総合計画の進捗検討会議を活用しながら、過疎計画の検討・評価を考えており、委員の構成は金融機関、商工団体、NPOの代表、大学の教授、農業協同組合等8名で構成されているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第71号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第72号 村上市個人情報保護条例及び村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第

72号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第71号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第72号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第72号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議第73号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

議第74号 村上市精神障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例制定について

議第76号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第73号、議第74号及び議第76号の3議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） おはようございます。ただいま上程されております議第73号、議第74号、議第76号の3議案については、去る9月14日午前10時から第1委員会室において委員全

員、議長、議会事務局長、副市長、担当課長及び担当職員出席の下、市民厚生常任委員会を開会いたしました。その審査概要と結果について報告いたします。

初めに、議第73号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、瀬波デイサービスセンターは社会福祉協議会が指定管理者として運営をしている施設であるが、施設を移譲して建て替えてもらうなどの協議はあったのかとの質疑に、今まで社会福祉協議会と移譲の協議をしてきたが、引き受けなかったとの答弁。

委員より、これからは指定管理で運営している施設の建て替えが課題となってくる、移譲して建て替え、運営をやってもらえる方向を考えてほしいとの質疑に、検討を重ねていきたいとの答弁。

質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第73号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第74号 村上市精神障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第74号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第76号、公の施設に係る指定管理者の指定について（高齢者生活福祉センターふれあい羽衣）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、高齢者生活福祉センターは運営経費に国や県の補助制度はあるのかとの質疑に、補助はないとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第76号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませぬね。これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第73号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第74号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第74号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第76号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第76号は委員長報告のとおり可決されました。

- 
- 日程第5 議第77号 市道路線の認定について  
議第78号 市道路線の変更について  
議第79号 市道路線の廃止について  
議第80号 村上市職業訓練施設条例を廃止する条例制定について  
議第81号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第82号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第83号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第84号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第85号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第86号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第87号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第88号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第89号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第90号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第91号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第92号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第77号から議第92号までの16議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長(川崎健二君) ただいま上程されております議第77号から議第92号までの16議案について、その審査の概要と経過について主なものをご報告申し上げます。

去る9月15日、16日の2日間、市役所第1委員会室において、委員全員、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第77号 市道路線の認定について及び議第78号 市道路線の変更についての2議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、議第78号で新しく建設される道路の完成予定はとの質疑に、今現在、既に盛土をしており、完成形ではないが、通行ができるようになっていくとの答弁でした。

委員より、市道の変更については大沢集落など協議はしたかとの質疑に、大沢、大毎の関係集落と協議はしており、高速道路建設に協力したいとの意見が多数であったとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立により採決を行った結果、議第77号及び議第78号の2議案については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第79号 市道路線の廃止についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第79号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第80号 村上市職業訓練施設条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、跡地の利用はどのようになるかとの質疑に、売却も含め、内部で検討しているとの答弁でした。

委員より、昭和45年に完成し、1万374名の卒業生がいる。閉鎖に当たって式典などは考えていないのかとの質疑に、運営に当たっていた協会と協議し、市でもできる限りの対応ができるように考えていきたいとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、1万374名の方が卒業しているということは非常に高く評価されてきた施設なのだと思う、学校が閉鎖するときと同じような形で思いを入れたほうが良いと思うとの意見。

大滝国吉委員より、思いは痛感しているが、コロナ禍の中でどのくらいできるのかということが不安であるとの意見。

尾形修平委員より、姫路委員の意見には賛成したいと思うが、決定に当たっては協会との協議の中ですべきだと思うので、十分な協議をしてほしいとの意見がありました。

次に、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第80号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第81号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、雑入の31万1,000円の内容はとの質疑に、特定管理者の都岐沙羅パートナーズセンターで行っている自主事業の中から出してもらっているものとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第81号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第82号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、雑入の23万5,000円の内容はとの質疑に、朝日村まゆの花の会の自主事業から支出しているものとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第82号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第83号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、施設の使用料はとの質疑に、月額6万円で年間72万円を協力金として納めてもらっているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、委員会として毎年収支の状況を把握していきたいと思うとの意見。

尾形修平委員より、今回の案件は株式会社だが、ほかにも株式会社の形態を取っている株式会社まほろばさんもあるので、そういったところの意見交換も委員会としては必要である、閉会中事務調査の中で実施してほしいとの意見がありました。

次に、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第83号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第84号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題として、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、施設の使用料は徴収しているのかとの質疑に、月額5万1,000円で年間61万2,000円を協力金として納めてもらっているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第84号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定し

ました。

次に、議第85号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、草刈りなど維持管理は集落で行っているが、燃料代の支給や草刈りは市が行うなどの支援はないのかとの質疑に、草刈りについては区に行ってもらっている、公共施設マネジメントプログラムの中で農村公園の管理運営がどうあるべきかを整理していくとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第85号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第86号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第86号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第87号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、鋳物師農村公園には多くの遊具があるが、去年は使用禁止になっていた、その後はどのようなになっているかとの質疑に、危険な遊具の撤去は終わっており、現在は滑り台1基、ブランコ1基、シーソー1基、回転遊具1基が設置してあるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第87号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議第88号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、大関農村公園の遊具の状況はとの質疑に、現在遊具は設置されていないとの答弁でした。

委員より、大関、高平、袋集落の方々は、鋳物師農村公園を利用している、公共施設マネジメントプログラムの中でこういった現状を念頭に検討するべきではないかとの質疑に、利用状態が現在どうなっているのかを把握し、将来を予測しながら、どうあるべきであるかと考えていきたいとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第88号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第89号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受

けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第89号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第90号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、修繕費1万円とあるが、修繕するときの取決めはあるのかとの質疑に、経常的な修繕については管理者で行い、1万円を超える大規模な修繕は市で行うとの答弁でした。

委員より、指定管理者の指定に係る資料の中にある指定管理料の積算内訳については、市が目安として積算しているものではなく、指定管理者と協議した結果を載せるべきではないかとの質疑に、資料の在り方については分かりやすい形で出せるように工夫をしていきたいとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、施設の管理には費用がかかるので、指定管理料に違いがあることは改善すべきであり、委員会から行政に言っていくべきとの意見がありました。

次に、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第90号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第91号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第91号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第92号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第92号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第77号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第78号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第79号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第80号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第81号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第82号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第83号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第84号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第85号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第86号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第87号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第88号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第89号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第90号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第90号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第91号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第91号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第92号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第92号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議第93号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第9号）

議第94号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）

議第95号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第96号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第93号から議第96号までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

[一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇]

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第93号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第9号）について、その審査の概要と経過について主なものを報告申し上げます。

議第93号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、審査いただいたところです。

去る9月22日午前10時から委員全員、議長、議会事務局長出席の下、全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところでありますが、私から審査の概要と経過について主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、去る9月9日、10日の両日、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員6名、議長、議会事務局長、副市長、教育長及び理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では質疑なく、歳出では第9款消防費について、委員より、小型除雪機3台購入とあるが、集落・町内に設置するものかとの質疑に、3団体から希望が出されており、集落・町内に設置するものとの答弁でした。また、委員より、補助率はどの質疑に、補助率は75%で、60万円が限度となっているとの答弁でした。

第10款教育費について、委員より、山北中学校にて雨漏りに関する閉会中事務調査を行ったわけだが、その後、水滴落下の状況や調査の結果はどの質疑に、現在の状況では水滴が確認できるのは月に1回あるかないかという状況であり、外部からの雨漏りではなく、内部の結露と考えている。結露の原因についても引き続き調査を実施し、観察しながら随時点検していきたいとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、賛否についての発言を求めましたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第93号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、去る9月13日、14日の両日、市民厚生常任委員会終了後、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長、理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入ではさしたる質疑なく、歳出では第3款民生費について、委員より、ひとり親家庭等応援便

事業委託料として300万円計上されているが、スピード感を持って取り組んでほしいとの質疑に、1人4,000円の約750人分を議案成立後、10月1日に村上物産会と契約予定で、パンフレットを発送し、10月の末までに希望の商品を決めてもらい、年内には商品を発送したいとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第93号のうち市民厚生分科会所管分については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、去る9月15日、16日の両日、経済建設常任委員会終了後、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長、理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入ではさしたる質疑なく、歳出では第6款農林水産業費について、委員より、農地費の多面的機能支払交付金について、田んぼダムに取り組んでいる3組織のうち17地区の対象面積1,070ヘクタールに、10アール当たり300円を加算することのだが、田んぼダムに取り組んでいるのは神林地域だけかとの質疑に、田んぼダムの取組については市内の3組織で行っている。今回の加算措置の対象となるのは、神林地域の17地区であるとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めましたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第93号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では質疑なく、自由討議及び討論もなく、起立採決の結果、議第93号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませぬ。これで質疑を終わります。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時10分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第94号について、先ほど報告

いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

議第94号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第94号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませぬ。これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第95号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、先ほど報告いたしました議第76号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について報告いたします。

担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第95号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませぬ。これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております議第96号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、その審査の概要と経過について主なものをご報告申し上げます。

議第96号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、施設改良工事の内容はとの質疑に、高根の送水ポンプの取替え、高根の浄水池の滅菌器の取替え、千縄・荃太配水池の水位計の更新であるとの答弁でした。

委員より、今年度の一般会計からの繰入額の合計はとの質疑に、2億8,049万6,000円であるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第96号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませぬね。これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第93号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第93号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第94号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第94号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第95号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第95号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第96号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第96号は委員長報告のとおり可決されました。

---

- 日程第7 議第 97号 令和2年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について  
議第 98号 令和2年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
議第 99号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議第100号 令和2年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について  
議第101号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議第102号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議第103号 令和2年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議第104号 令和2年度村上市上水道事業会計決算認定について  
議第105号 令和2年度村上市簡易水道事業会計決算認定について  
議第106号 令和2年度村上市下水道事業会計決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第97号から議第106号までの10議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第97号 令和2年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

議第97号については、先ほど報告いたしました議第93号に引き続き、総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会において審査し、全体会において各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決したところでありますが、私からその審査の経過について主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、歳入では第2款地方譲与税について、委員より、森林環境譲与税も増額されるが、今後も段階的に増額されると理解しているが、詳細はどの質疑に、昨年は

400億円に上り、最終的には600億円となる。本市では令和6年度から満額の1億1,000万円ほど交付される予定との答弁でした。

また、委員より、配分基準が面積割、就業者割、人口割等で、人口の多い都市に多く配分されることになるが、見直しの動きに変化はないのかとの質疑に、配分基準については市長会で要望しており、森林面積割の比率を上げてもらうよう要望しているとの答弁でした。

第14款使用料及び手数料について、委員より、教育使用料が減っているが、指定管理施設について使用料減少分の減収補填はしているのかとの質疑に、過去3年分の平均を算出して精算しているので、新型コロナウイルス感染症の影響分は緩和されているとの答弁でした。

第15款国庫補助金について、委員より、元気づくり商品券については大いに成果が見られたが、5,000円で8,000円分から5,000円で7,000円分に下がったのは国からの指示なのかとの質疑に、事業者意見聞きながら事業化してきたが、国からの指示はなかった。他市町村とのプレミアム率の比較をして、状況を見極めながらその時々で対応してきた。広く大勢の皆様に使っていただければということで取り組んでいきたいとの答弁でした。

歳出では、第2款総務費について、委員より、保険料の支出について先般火災で焼失したまたぎの家の保険料はどのくらいになるのかとの質疑に、全損において復旧する場合、上限2,578万円。方向性が出ていないためなどで仮に復旧しない場合は、上限515万6,000円となるとの答弁でした。

第10款教育費について、委員より、スクールバス機械器具購入費では、神林地区の統合に関連して2台購入したとあるが、統合後の神納小学校ではクールバスが2回走るコースがあることから、公平性を考えて反映されたものかとの質疑に、旧平林小学校区児童を砂山小学校へ運ぶものとなり、神納小学校では2往復の状況は解消されていない。帰り時間が低学年と高学年とで違うことなどから、現段階では運行調整が難しいと捉えているとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めたところ、本間善和委員より、子どもたちの教育を重要視している姿勢には感謝を申し上げたい。今後も村上市の未来を担う人を育て、郷土愛を大切にしながら学校教育において努力していただきたいとの意見がありました。

次に、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第97号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員で原案のとおり認定すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、歳入では第14款使用料及び手数料について、委員より、し尿処理手数料の利用件数は何件かとの質疑に、1万1,615件との答弁でした。

また、委員より、公共下水道の普及により、サービス継続に支障はないのかとの質疑に、し尿収集業者とは毎年協議の場を持っているが、今のところ継続が危ういということは聞いていないとの答弁でした。

歳出では、第3款民生費について、委員より、未満児保育の受入れ体制について、待機児童解消

に取り組んでほしいが、対策はとの質疑に、解消するためにOG等に声をかけているが、一旦退いた方が復帰できない現状である。今年度から開始した資格取得支援補助事業等を活用して、保育士を地道に増やしていくために尽力していきたいとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、賛否についての発言を求めましたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第97号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員で原案のとおり認定すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、歳入では第14款使用料及び手数料について、委員より、村上市民ふれあいセンター使用料が457万1,205円であるが、前年度と比較すると460万円ほど減っている。今年度の状況はとの質疑に、今年度もコロナの影響によりイベントなどが減っているので、使用料が減ると見込まれるとの答弁でした。

歳出では、第6款農林水産業費について、委員より、国の事業で指定管理鳥獣捕獲等事業があり、イノシシが1頭当たり2万5,000円である。新潟県では上越と中越が対象となっており、下越は対象となっていない。対象地域となるよう県に要望していくべきではないかとの質疑に、そういった事業があると確認できたので、調査をして、取り組めるものであればすぐに取り組んでいきたいとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、賛否について発言を求めましたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第97号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員で原案のとおり認定すべきものと態度を決定いたしましたとの報告でした。

全体会ではさしたる質疑はなく、自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、スケートパークの使用料が346万1,400円に対して、経費が2,756万円ほどかかっている。ランニングコストは市民の税金から支払わなければならない。スケートボード、スケートパークに関わる大きなメーカーの力を借りて運営を行っていくのが望ましいと思うとの意見。

高田晃委員より、当初直営については当分の間と示していたが、既に3年経過している。その間、指定管理を受ける団体についても検討されてきたが、そろそろ民間に委託してもいいのではないかと思う。約15億円の財源を使って造った施設が自主財源比率が低く、投資的効果が出ていない状況なので、民間の方々あるいはスケートボードを運営している連盟の方々のノウハウを使って、商業ベースに乗せて収入を得るような施設にしたほうがいいと思うとの意見がありました。

また、姫路敏委員より、急患診療所経費で2,800万円ほどかけているが、村上総合病院にこの事業をお願いしたほうが利用者にも利用しやすく、機器もそろっているので、今後は村上総合病院に委託していくべきだと思うとの意見。

佐藤重陽委員より、当初からそうなると思っていたので、そのようになっていないことが残念である。議会としても提案していくべきであるとの意見。

尾形修平委員より、昨年度決算はコロナの影響で診療が減っていると聞いている。現在、輪番制

で休日診療を運営しているわけだが、医師や看護師の確保を考えると、村上総合病院のほうに徐々に移管していくような方策がいいと思うとの意見。

高田晃委員より、新潟県でも地域医療体制の構築にかけて、中核病院、救急病院、それぞれ編成が始まっている。それに合わせて村上総合病院では、新発田以北の医療体制がどうなっているかということで、県でも救急医療がどういう状況で進んでいくかと見ているようである。ワークステーションの救急業務の推移によって、休日診療についても包含したような運営が村上総合病院でできるようになればいいと思っているとの意見。

長谷川孝員より、旧村上総合病院のときからこの話はあった。村上総合病院へ委託することは、医療機器も充足しており、いい環境なのだが、それに対応できる医師の確保も進めていかなければならないと思うとの意見。

木村貞雄委員より、村上総合病院では現在も医師不足の状況である。開業医は開院するが、日曜日に開業するところがないため、急患診療所が存在している。そういった点を含めて、村上総合病院で実施した場合でも開業医の先生方に協力をしてもらおう方法で進むしかないと思うが、村上総合病院で行ってもらうのが理想であるとの意見がありました。

次に、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第97号は起立全員で原案のとおり認定すべきものと態度を決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませぬ。これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第98号及び議第99号の2議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第98号 令和2年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第98号については起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第99号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、端末については3地区とも同じ形なのかとの質疑に、同じものであるとの答弁。

委員より、告知端末を外す数はどれくらいかとの質疑に、外した件数は山北地区ゼロ件、朝日地区35件、神林地区29件であったとの答弁。

委員より、移住された方などは集落の連絡等で情報端末が生活の中で必要となるが、若い方にとっては高い金額とも感じられる。移住者に補助等の支援は考えられないかとの質疑に、現状では補助事業はないが、端末を新しい形に切り替えていく予定なので、その際に検討の中で参考にさせていただきたいとの答弁。

委員より、切り替わるのはいつ頃の予定なのかとの質疑に、令和6年を予定として検討しているとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第99号については起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませぬね。これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第101号から議第103号までの3議案については、先ほど報告いたしました議第95号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について報告いたします。

初めに、議第101号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入について、委員より、保険税滞納世帯で令和元年度に交付している資格証は94世帯、短期保険証は51世帯と聞いているが、令和2年度の状況はとの質疑に、令和3年8月1日現在で資格証90世帯、短期保険証65世帯であるとの答弁。

次に、県支出金、保険給付費等交付金について、委員より、特別調整交付金のうち精神疾患に係る交付金について、本市は精神疾患が多いとの質疑に、地域の特別な事情により交付されるもので、レセプト点検の内容を1年間全てを見て、一定程度の点数より多い市町村に交付される。本市は精神疾患の特別な医療を受けている方が多く、例年4,000万円から5,000万円の交付を受けているとの答弁。

歳出については、さしたる質疑はありませんでした。

質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第101号は起立多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第102号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第102号は起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第103号 令和2年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入についてはさしたる質疑はありませんでした。

次に、歳出について、委員より、基金積立金の積立ては、金額や率など国の基準で示されているのか、また示されているようであれば、事業計画に照らし適正となっているのかとの質疑に、国で定められている基準はない。介護保険事業計画の中で保険料を勘案しながら適正な運営が行われるよう積立てを行ってきているものとの答弁。

委員より、既に行っていることかもしれないが、基金残高が増えてきており、取り崩して保険料の上昇を抑制するようなことは行わないのかとの質疑に、第7期事業計画では施設整備予定の延期もあり、基金の取崩しは行わず、積立てとなったが、今年度からの第8期事業計画では療養型施設の転換整備などがあり、1億2,400万円の取崩しを予定し、保険料の急激な増加とならないよう計画したものとの答弁。

次に、介護認定審査会費について、委員より、認定審査の状況はとの質疑に、令和2年度の認定者数は新規863人、変更418人、認定の更新申請された方が2,460人、合計で3,741人、介護度別認定者の内訳は、令和3年3月末現在で要支援1が366人、要支援2が403人、要介護1が947人と、高齢化率が高くなっていることから、認定者数が年々増えている状況にあるとの答弁。

委員より、コロナ禍の影響もあるのかとの質疑に、詳細な調査は行っていないが、外出の機会が減り、人と接する機会や社会との交流が少なくなることで認知症が進んだり、下肢筋力が低下したことも考えられる。介護サービスを提供しながら、少しでもよくなるよう注視していきたいとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第103号は起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませぬ。これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております議第100号及び議第104号から議第106号までの4議案について、その審査の概要と経過について主なものをご報告申し上げます。

初めに、議第100号 令和2年度村上市葡萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、オープンに向けた人員確保の状況はどの質疑に、関係機関などと協議中であり、最終判断の後、募集するとの答弁でした。

委員より、今年度営業するのであれば、急いで準備するべきではないかとの質疑に、今シーズンはオープンするという前提で進んでいる。特に食堂の運営については感染予防対策を徹底しなければならないので、県の認証を取るなどの準備を進めているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、来年度以降の葡萄スキー場については、庁舎内でやめるのかやめないのかを検討し、納得のできる葡萄スキー場の形を取ってもらいたいと思うとの意見。

尾形修平委員より、来年度以降、公共施設マネジメントプログラムの中で協議されると思うが、自然相手であるため、仮に今年オープンしたくても、少雪だった場合は営業ができない。地球温暖化の影響や、豪雪地帯ではあるが沿岸部のスキー場であることから、毎年の運営が確実にできる保証が得られないことを踏まえて、利害関係者との協議を十分に行い、結論を出してほしいとの意見がありました。

次に、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第100号については起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第104号 令和2年度村上市上水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、約1億5,000万円の利益があるが、水道料金の値下げの努力はできないのかとの質疑に、純利益は資本を築くものであるが、その運用形態、保有形態は全てが現金ではなく、固定資産等で持っているもので、料金に直結するものではなく、限られた現金を積み立てて、施設更新等に備えていくべき状況であると判断しているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、次年度以降、なるべく一般会計からの繰入れが少なく済むような手法で行ってほしいとの意見がありました。

次に、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第104号については起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第105号 令和2年度村上市簡易水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、上水道事業への統合についてはどのような計画を考えているのかとの質疑に、配水池

の廃止を含めて統合計画を進めていこうとしている。山辺里と村上の統合、神林と村上の統合等も順次進めていく計画となっているとの答弁でした。

委員より、一般会計からの繰入れを減らす努力が必要だと思いがとの質疑に、簡易水道の場合、修繕費を減らすことが最重要課題であると考えている。山北地区が修繕費の約7割を占めているので、今年度から改修、更新計画を立てており、一日も早い修繕費の抑制を図っていくとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第105号については起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

最後に、議第106号 令和2年度村上市下水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、赤字解消のために行っていることはとの質疑に、水洗化の推進が一番である。また、料金統一は令和4年6月まで先送りしたが、審議会からの答申である料金改定を6月に進めて、会計の健全化を図っていくとの答弁でした。

委員より、水洗化率を上げていくための具体的な取組はとの質疑に、ここ2年間、コロナ禍のため、直接お会いしての普及活動ができていなかったところもあったため、集落を通じてお願いや、接続していない方へのお手紙を送っている。コロナ禍が収束したときには、以前のように土日や夜間などの訪問活動を含めて検討していくとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第106号については起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませぬ。これで質疑を終わります。

昼食休憩のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時49分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第97号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第97号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第98号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第98号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第99号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第99号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第100号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第100号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第101号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

9番、稲葉久美子さん。

[9番 稲葉久美子君登壇]

○9番（稲葉久美子君） 日本共産党の稲葉です。議第101号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で発言いたします。

新型コロナ感染症の令和2年は、私たちは初めて手厳しいウイルスを相手にすることになりました。ウイルス感染ですから、ウイルスをシャットアウトするのは難しい。ワクチン接種、手洗い、マスクも含めて、予防環境の整備が必要だと分かってきました。窓を開けたりする、空気清浄化も大切です。学校や公共施設でCO<sub>2</sub>センサーが稼働しています。例えば空気が蔓延しないか、CO<sub>2</sub>濃度がどのくらいになっているのか、CO<sub>2</sub>センサーが稼働することによって、人間関係の間隔、

密度を知ることができること、感染症を避けるためには密を避けなければならないことを周りの方々に知らせること、私たちの認識を高めることだと思います。インフルエンザでも同じことですが、予防接種したからと安心できるものではありません。コロナワクチン、2回接種したからと安心できない。ブレークスルーや無症状感染が問題になっています。いつでもどこでも新型コロナ感染症の検査ができるように体制を整えることが大切です。軽症のうちに治療できるようにすべきです。

令和3年度も半年過ぎました。コロナ感染症が収束することはもちろんですが、社会の中で接触と飛沫だけではなく、マイクロ飛沫感染という空気の流れを介して感染することも国会の中で議論されています。重要視して、今後しばらく続くであろう感染症対策、しっかりと取り組んでいくことを要望いたしまして反対討論といたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第101号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第101号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第102号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

9番、稲葉久美子さん。

〔9番 稲葉久美子君登壇〕

○9番（稲葉久美子君） 続けて反対討論させていただきます。議第102号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で発言いたします。

令和2年、ここでもコロナウイルス感染症との闘いが続いています。年を重ねれば病気やけがのリスクが高まるのは当然です。高齢者はコロナに感染しやすい、重症化すると言われ、コロナ禍の中で健康診断から外来診療まで抑制することが多かったと思います。結果、がん患者が増えたり重症化した状態で受診するコロナ感染症の入院と一緒になったことです。血圧の薬、1日1錠でも、3か月分を処方してくれました。

自粛の多い生活が余儀なくされ、体を動かす機会も奪われていて、病気のリスクも多くなっているところに、令和3年度に入って間もなく、令和4年度に導入される後期高齢者の窓口負担2割が国会で審議されました、1割負担の現状でも、現役世代より高齢者の負担は大きい。年収200万円ではワーキングプアです。高齢者にとって通院や薬を減らすことは、現状悪化に直結します。今まで一生懸命に働いて国を支えてきた後期高齢者、医療は最後の砦です。必要なときには誰でも安心して受診できる後期高齢者医療であることを要望して、反対討論といたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第102号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第102号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第103号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

9番、稲葉久美子さん。

〔9番 稲葉久美子君登壇〕

○9番(稲葉久美子君) 議第103号 令和2年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で発言いたします。

自宅で1日3食の食事を2回にして、手際よく済ませているのを見ることもしばしばです。健康的でないとつくづく思います。栄養が足りません。夏の医療フォーラムでも、成人病を防ぐための具体的な提言を行っていました。保健師が言うておりましたが、村上市地域は野菜があるのに食べていない。ビタミン不足、野菜不足を言うておりました。それは私も実感いたしました。栄養バランスの偏りと、高齢になると、食べても体に吸収されない。それが栄養が取れていない原因であること。体の疲れを感じて受診してみて、ビタミンが足りない、栄養が足りないと分かりました。丁寧に献立、バランスを考え、しっかりと3食食べるのが健康を維持する食事になるのだということをしつかりと覚えておく必要があると感じます。

年齢は様々ですが、一人では生きてはいけないのが私たちの体です。介護の年齢もいろいろです。高齢になって介護保険を使わないで済むことはまずないに等しい。そのために介護保険制度をつけたのでしょから、国の制度を安心して介護を受けられる制度にすべきです。高齢で年金だけの収入でも、年金から天引きというやり方で、3,000円であれ、4,000円であれ、受取額が減らされてくることで、介護保険料は高いと言われます。独り住まいの方、1日の食事代が1,000円以内はとても厳しい。それに新型のコロナ感染症が拍車をかけました。昨年春から約1年半、我慢に我慢を重ねて生活しています。3年ごとに保険料が値上げされ、内容も次々と変わっていく介護保険制度であっては、高齢者向きではないと感じます。年金生活者でも安心して使える介護保険制度、使いたいときには誰でも安心して使える介護保険制度を要望いたしまして、令和2年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場で発言いたしました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第103号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第103号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第104号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第104号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第105号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第105号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

最後に、議第106号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第106号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---

日程第8 議第108号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第11号）

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第108号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第108号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第108号は、令和3年度村上市一般会計補正予算（第11号）についてであります。歳入歳出予算

の総額にそれぞれ1億860万円を追加し、予算の規模を331億2,850万円にしようというものであります。

補正の内容といたしましては、相続登記未了者の固定資産税課税誤りに伴う過誤納還付金等の追加であります。このたびの課税誤りでは、対象者3,805人、10年間の合計で還付税額3,735万円、還付加算金で1,500万円、合わせて5,235万円の支払いが生じます。この対応に当たっては、地方税法の規定により、現在の納税義務者への還付処理と承継者を含めた新たな納税義務者への課税処理が必要となります。還付処理につきましては、過誤納還付金として3億1,770万円、還付加算金として850万円が必要となるほか、地方税法の規定により還付加算金相当額として過誤納金補填金2,450万円が必要となり、合計で3億5,070万円が必要となります。新たな納税義務者に対する課税処理につきましては、3億220万円を新たに固定資産税過年度分として計上することとなります。

このたびの件につきましては、本市の状況を把握した上で直ちに公表をいたしたところであります。その後、対象となる方の詳細についての確認を行ったところでありますが、還付並びに新たな課税の事務処理につきましては、令和3年度、令和4年度の2か年で対応することといたしております。このことから、このたびの補正予算は、歳入におきまして第1款市税で固定資産税過年度分8,790万円を、第20款繰越金で前年度繰越金2,070万円を、歳出におきましては第2款総務費で賦課徴収経費1億860万円をそれぞれ追加しようというものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから議第108号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第11号）の補足説明を受けるため暫時休憩し、直ちに協議会に切り替えます。

午後 1時17分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ごございませんね。これで質疑を終わります。

本案は委員会付託を省略し、討論の後、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略し、討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第108号をボタン式投票により採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第108号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議員発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を  
求める意見書の提出について

議員発議第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議員発議第4号及び議員発議第5号の2議案は、いずれも地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてであります。これを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

12番、尾形修平君。

[12番 尾形修平君登壇]

○12番（尾形修平君） ただいま上程されました議員発議第4号及び議員発議第5号の2議案について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る9月7日に開催されました新型コロナウイルス調査対策特別委員会で協議され、いずれも全会一致で決定された意見書の提出についてであります。新型コロナウイルス感染症が拡大し、我が国は未曾有の経済危機に直面しており、地方財政にも大きな影響を及ぼしております。地方自治体には、医療、介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持、確保など、複雑化した行政需要への対応が求められている中、新型コロナウイルス感染症対策や、近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面していることから、さらなる地方財政の確保を強く要望するため、国へ提出するものです。

意見書案はそれぞれお手元に配付のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。このたびの議案提出に当たっての賛成者は、両議案ともに小杉武仁議員、河村幸雄議員、長谷川孝議員、鈴木一之議員、川崎健二議員、川村敏晴議員、大滝国吉議員であります。そして、提出者はいずれも私、尾形修平でございます。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものです。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議員発議第4号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第4号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議員発議第5号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第5号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議員発議第6号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について

議員発議第7号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議員発議第6号及び議員発議第7号の2議案は、いずれもコロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出についてであります。これを一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

6番、河村幸雄君。

〔6番 河村幸雄君登壇〕

○6番（河村幸雄君） ただいま上程されました議員発議第6号及び議員発議第7号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出についてでございます。村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る9月10日に開催されました総務文教常任委員会の協議会で審査され、決定された意見書での提出です。意見書の文面につきましては、皆様への配付の資料のとおりであります。議員発議第6号の提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長であります。議員発議第7号の提出先は、新潟県知事であります。

賛成者は、渡辺昌議員、木村貞雄議員、本間善和議員、高田晃議員、佐藤重陽議員、小杉武仁議員、そして提出者は私、河村幸雄でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議員発議第6号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第6号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議員発議第7号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議員発議第7号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第7号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議員発議第8号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第8号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

6番、河村幸雄君。

〔6番 河村幸雄君登壇〕

○6番（河村幸雄君） ただいま上程されました議員発議第8号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る9月10日に開催されました総務文教常任委員会での協議会で審査され決定された意見書の提出です。意見書の文面につきましては皆様の配付の資料のとおりであります。豪雪地帯の実情や課題の説明、特例措置の延長や交付金制度等の創設など、法改正に関わる要望を行うものであります。要望実現に向けて、より多くの地方の声を国会及び政府に届けることが重要であると考え、意見書の提出をお願いするものでございます。

賛成者は、渡辺昌議員、木村貞雄議員、本間善和議員、高田晃議員、佐藤重陽議員、小杉武仁議員、そして提出者は私、河村幸雄でございます。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議員発議第8号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第8号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第8号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 閉会中の継続審査について（議第75号）

○議長（三田敏秋君） 日程第12、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

市民厚生常任委員会委員長から会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり、議第75号について継続審査の申出が議長宛てに提出されております。

お諮りをいたします。市民厚生常任委員会に関わる閉会中の継続審査について、委員長申出のと

おり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査については、市民厚生常任委員会委員長申出のとおり決定をいたしました。

---

### 日程第13 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任をされました。

---

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和3年第3回定例会を閉会といたします。

長期間にわたり皆様には大変ご苦労さまでございました。

午後 1時43分 閉 会